

## 【会告】

### 社団法人 日本アレルギー学会認定 「アレルギー専門医」広告認可のお知らせ

社団法人日本アレルギー学会は2007年3月7日付(医政総発第0307001号)で厚生労働省から「専門医資格認定団体」として認められました。学会認定の専門医資格取得者は、今後「街頭等の看板類」「新聞・雑誌等の広告」「電話帳の広告」などに専門医であることの記載が可能になり、広く社会一般に「広告」ができるようになりました。

#### 【専門医名称】

=====

医師 ○○○○

社団法人日本アレルギー学会認定 「アレルギー専門医」

=====

この措置は、医療法の規定に基づく厚生労働省の告示の改正により、2002年4月1日付で医療に関する広告規制の緩和が図られたことによります。

この度本学会は、この告示に則り、医師の専門性に関する資格名を広告できる団体として、厚生労働省より認可されました。

認可条件には、関連名簿の公開が義務付けられております。従いまして、本学会Webサイトには、社員名簿(役員並びに代議員)・専門医名簿(何れも氏名のみ)を掲載し、広く国民に周知しますので御承知下さい。

詳細は下記を御覧下さい。

#### 【参考】

- 1) 厚生労働省「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等について」

<http://www.med.or.jp/doctor/koukoku2002/mhlw.pdf>

- 2) 日本医師会:「専門医資格」広告について

<http://www.med.or.jp/doctor/koukoku2002/koukoku.html>

社団法人日本アレルギー学会  
第27期理事会  
専門医制度委員会  
広報委員会

## 【第 27 期理事長の解説と見解】

### 1. はじめに

日本アレルギー学会が担っている、研究、教育、診療の機能や役割は他の学問領域と同様に多様化していると考えられます。特に本学会は、「診療」を担う集団ですので、社会より「医療」の内包する、多様な問題に対処すべき役割と責任を担っていると考えます。

今般、社団法人日本アレルギー学会に所属する「アレルギー専門医」が、その専門性を「広告」することが認可されたことは、認定された専門医各位のみならず、学会員全員の誇りとすべきと考えます。また同時に、学会は、「専門医資格認定団体」としての社会的責任を自覚しなければならないと考えます。

ここに、専門医制度成立の経緯を述べるとともに、第 27 期理事長としての見解を述べ、会員各位の専門医制度の発展と適切なる運用へのご協力をおねがいする次第です。

### 2. 日本アレルギー学会専門医制度の経緯

任意団体であった日本アレルギー学会は、1987年10月7日「アレルギー疾患の患者に対し適切かつ高度の治療を行う医師を養成し、国民の健康と福祉に貢献することは日本アレルギー学会の重要な責務である」として、日本アレルギー学会「認定医制度」を発足させました。そして、アレルギー学に関心と専門知識を有し、アレルギー臨床に十分な経験と実績があり、高い水準をもってアレルギー疾患の診療を行う能力のある医師を「日本アレルギー学会認定医」としました。

その後、アレルギー疾患患者の増加に伴う医療事情の変化を踏まえて、認定医の中から、「アレルギー学、免疫学の高度な専門的知識、技術、経験をもって、アレルギー疾患をより専門的な立場で診療を行うことのできる医師を、日本アレルギー学会「認定専門医」として認定する「日本アレルギー学会認定専門医制度」を発足させました（1990年6月22日）。

以後、両制度を実施する中で生じてきた問題点を修正し、「指導医」および「教育施設」などのシステムの整備を行い、認定医制度と認定専門医制度を統合して、「日本アレルギー学会認定医・認定専門医制度」（1992年11月1日）として、アレルギー診療医の育成と専門医による診療体制の確立を目指しました。

### 3. 有限責任中間法人日本専門医認定制機構について

周知のとおり、医療に対する国民の要請は、情報公開の原則に基づいた、解りやすい医療の提供です。社会は、これまで個々の学会が独自の基準で認定、運営してきた専門医制度について、現代医学の進歩に裏付けられた方法と情報公開に基づいた専門医による高度先進医療の均点的な提供を求めていると考えられます。

本学会も加盟する有限責任中間法人日本専門医認定制機構では、各学会の専門医制度を統一する検討を進め、基本領域の学会（一階部分）の資格取得後に、subspecialty の学会（二階部分）の資格を上積み研修方法にて取得する二階建て制を確立しました。各学会とも協議、調整が進行する中、本学会においても制度の抜本的見直しが必要とされ、制度委員会より改定案骨子が提出され、2003年10月22、23日理事会および評議員会にて承認され、会告にて会員各位に周知し、制度改定へ向けた準備が進められました。（アレルギー誌 52 巻 12 号掲載 会告「日本アレルギー学会における専門医制度（二階建制）への改定の趣旨と経緯」）

上記の経緯をふまえ、2004年11月5日専門医制度(二階建制)へ移行し、現制度が確立しました。

従って、現在アレルギー学会専門医は、基本領域の認定医あるいは専門医資格取得後、アレルギー学会専門医資格を取得する必要があります。

### 4. 専門医資格認定団体としての 社団法人 日本アレルギー学会

厚生労働省告示及び通知により、2002年4月1日から広告規制が緩和され、法人資格をもつ学会が認定する専門医が広告資格を取得することが出来るようになりました。

これを受けて、2002年11月28日の総会に於いて、社団法人の資格の取得を目指すことになりました。（アレルギー誌 52 巻 12 号掲載 会告「社団法人申請に向けての学会組織の改編について」）

ご承知の通り、日本アレルギー学会は、2005年10月5日、社団法人格を取得いたしました。専門医資格認定団体の条件の法人格は、比較的容易に取得できる法人格もありましたが、本学会の法人格としては適切ではないと判断し、本学会は、学会本来の方向として社団法人日本アレルギー学会への道を選び、同時に学会組織の抜本的な改革を断行いたしました。この4年間の会員各位の協力と忍耐に敬意を表します。

2005年10月5日に、文部科学省より社団法人の許可を受け、専門医広告の申請資格を全て満たすことになりましたので、2005年12月厚生労働省へ「専門医資格

認定団体に係る基準該当届」を提出しました。この後、厚生労働省の指導をうけて、必要な制度の一部改定（2006年5月30日）を行い、この度、専門医資格認定団体として厚生労働大臣の認可を受けることができました（2007年3月7日付）

## 5. 理事長見解

「専門医資格認定団体」の資格を得ることが社団法人化の最終目標でないことは会員各位の認識していることと思います。

周知の通り第26期および第27期理事会は、社団法人日本アレルギー学会の定款、各種規約の改定と呼応して、理事会組織、代議員制度、委員会組織の刷新をいたしました。

しかし、実際の組織の運用は、その端緒についたにすぎません。社団法人審査の重要な要件として問われたのは、本来の目的である学問的貢献のみならず、その団体が一般社会に対して、いかなる貢献が出来るかという問いかけでした。

今回の「専門医資格認定団体」としての認定は、社会がアレルギー学の専門医を育成し適切な医療を提供することができる医療集団として認定し、その役割に期待している現れと理解いたします。

専門医を「広告」して、一般に公知する責任は、医療者としての高い倫理観に基づいていなければならないと信じます。専門医および専門医を目指す会員および学会会員すべてが、社会の規範を深く認識し、アレルギー学の不断の研鑽をされることを希望いたします。

これを機会に、会員各位には、学会が新しく定めた社団法人日本アレルギー学会倫理綱領 <http://www.jsaweb.jp/about/rinri.html>をご参照下さるようお願いいたします。

2007年3月7日

社団法人 日本アレルギー学会  
第27期理事長 富岡玖夫